1	モデル名	基準モデル	資料6-2
2	作成(基準設定)主体	総務省	貝科0-2
	導入の背景	・行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定) →地方においても、国と同様に資産・債務改革に積極的に取り組むよう要請 ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第 →国は、地方に対し、企業会計を参考にした貸借対照表等の財務書類の整備に関し助言を →自治体に対しては、資産・債務改革に努めるよう規定。 ・経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定) →地方に、資産圧縮を進め、国の財務書類に準拠した公会計モデルの導入に向けて計画的よう要請。 ・地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針(平成18年8月31日総務事務) →新地方公会計モデルを活用した財務書類の整備、資産・債務改革に関する具体的な施策・公会計の整備について(平成19年10月17日 自治財政局長通知) →新地方公会計モデルを活用した財務書類の整備、資産・債務改革に関する具体的な施策要請するとともに、「財務書類の分かりやすい公表に当たって留意すべき事項」を提示。	行うことを規定。 かに整備を進める 次官通知) での策定を要請。
総論	的項目		
4	適用されている会計基準	·新地方公会計制度研究会報告書 ·新地方公会計実務研究会報告書	
5	財務書類の作成根拠	・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(行革推進法)」第6・「地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針(平成18年8月31日総務	
6	財務書類の用途	・住民をはじめとする情報利用者が経済的または政治的意思決定を行うに当たり、有用な情と。具体的には①「財政状態」、②「業績」、③「純資産の変動」及び④「資金収支の状態」に関すること。	関する情報を提供
7	財務書類の活用	・地方公共団体が住民に対してその責任を会計的に明らかにするという意味での「パブリックティ」(具体的には決算分析のための情報を会計的に明らかにすることと、予算等の政策形を住民の利益に合致させるための参考情報を提供すること)	
8	IPSAS/IFRSとの重要な相 違点	・税収の取扱い ・出納整理期間を取り込んだ形で財務書類を作成している ・純資産変動計算書において、詳細に純資産の内部構成(財源及び資産形成充当残額)の 訳(財源仕訳)を行っている	変動にかかる仕
9	財務書類の体系	 ・貸借対照表 ・行政コスト計算書 ・純資産変動計算書 ・資金収支計算書 ・財務書類に関連する事項についての附属明細表 ・注記 	
10	連結財務書類作成の有無	有	
11	自治体の規模に応じた会計 基準の取り扱いの違い	無	
個別	的項目		
12	有形固定資産の評価基準	①超長期にわたり資金の調達と運用を行う公会計の場合、取得原価のみでは財政状態を正とが困難であること、 ②地方公共団体の保有する資産にかかるサービス提供能力の評価としては公正価値が最いること、に鑑み、原則として公正価値を採用 (※資産毎の評価方法の概要は「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引」14Pに	も適切と考えられ
13	減損会計の導入の有無	有	
14	税収の取扱い	住民から地方団体への拠出である税収については、「所有者からの拠出」に該当することに動計算書に計上	
15	補助金収入の取扱い	「資本的」移転収入と「経常的」移転収入の厳密な区別が困難であることに鑑み、一括して組に計上	望 迎 迎 到 記 題 是 題 記 題 記 題 是 題 是 題 是 是 是 是 是 是 是 是
16	減価償却の取扱い	事業用資産…行政コスト計算書に計上 インフラ資産…直接資本減耗として純資産変動計算書に計上	

1 モデノ	ル名	総務省方式改訂モデル
2 作成((基準設定)主体	総務省
3 導入(の背景	・行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定) →地方においても、国と同様に資産・債務改革に積極的に取り組むよう要請 ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)」 →国は、地方に対し、企業会計を参考にした貸借対照表等の財務書類の整備に関し助言を行うことを規定。 →自治体に対しては、資産・債務改革に努めるよう規定。 ・経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定) →地方に、資産圧縮を進め、国の財務書類に準拠した公会計モデルの導入に向けて計画的に整備を進めるよう要請。 ・地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針(平成18年8月31日総務事務次官通知) →新地方公会計モデルを活用した財務書類の整備、資産・債務改革に関する具体的な施策の策定を要請。 ・公会計の整備について(平成19年10月17日 自分財政局長通知) →新地方公会計モデルを活用した財務書類の整備、資産・債務改革に関する具体的な施策の策定を改めて要請するとともに、「財務書類の分かりやすい公表に当たって留意すべき事項」を提示。
総論的項	目	
4 適用	されている会計基準	·新地方公会計制度研究会報告書 ·新地方公会計実務研究会報告書
5 財務	書類の作成根拠	・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(行革推進法)」第62条 ・「地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針(平成18年8月31日総務事務次官通知)」
6 財務	書類の用途	・財務情報の分かりやすい開示を通じた「説明責任の履行」
7 財務	書類の活用	・資産・債務管理等を通じた「財政の効率化、適正化」
8 IPSA 違点	AS/IFRSとの重要な相	・税収の取扱い ・出納整理期間を取り込んだ形で財務書類を作成している ・純資産変動計算書において、詳細に純資産の内訳科目間の増減を科目振替として計上することとなっている ・貸借対照表の勘定科目の表記
9 財務	書類の体系	 ・貸借対照表 ・行政コスト計算書 ・純資産変動計算書 ・資金収支計算書 ・財務書類に関連する事項についての附属明細書 ・注記
10 連結則	財務書類作成の有無	有
11 自治信	体の規模に応じた会計 の取り扱いの違い	無
個別的項		
12 有形[田宁姿彦の証価甘進	取得価額(決算統計の積上げ)での評価を認めつつ、段階的に固定資産台帳の整備を行い、順次公正価値評価による評価対象資産を広げていくこととしている。また、資産・債務改革の観点から、売却可能資産については、売却可能価額(時価)で評価し、開始時貸借対照表に計上することとなっている(※資産毎の評価方法の概要は「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引」22Pに記載)
13 減損:	会計の導入の有無	有
14 税収(の取扱い	純資産変動計算書の「一般財源」の項目に計上
15 補助:	金収入の取扱い	純資産変動計算書の「補助金等受入」の項目に計上
16 減価(償却の取扱い	行政コスト計算書に計上

1	モデル名	東京都方式
2	作成(基準設定)主体	東京都
		・平成11年4月 石原慎太郎 東京都知事が就任・平成11年7月 貸借対照表を試作
		・平成13年3月「機能するバランスシート」を公表(平成17年度決算まで) →官庁会計の決算組替と財産台帳をもとに、 普通会計の貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書 連結財務諸表
		事業別財務諸表 を作成 →行政の構造改革を進める上でのツールとして、具体的な事業の見直しに活用
3	導入の背景	→一方で、決算組替方式の限界(即時性、事務負担)を認識 →「機能するバランスシート」の限界を克服し、構造改革を支援・推進するツールとして、複式簿記・発生主義 会計を日常の会計処理の段階から導入する必要性
		・平成14年5月 石原都知事が複式簿記・発生主義会計の導入を表明 ・平成14年9月「東京都の会計制度改革に関する検討委員会」設置 ・平成17年8月 東京都会計基準の策定・発表 ・平成18年4月 新公会計制度の導入 ・平成18年6月「東京都会計基準委員会」の設置 ・平成19年9月 財務諸表(平成18年度決算)を公表 →官庁会計の処理に連動し、日々の会計処理の段階から自動的に複式簿記・発生主義会計のデータを蓄積 し、決算整理を経て財務諸表を作成
総論	的項目	
4	適用されている会計基準	「東京都会計基準」
5	財務書類の作成根拠	・「東京都会計事務規則」 第百九条 会計管理者は、決算を調製したときは、次に掲げる調書を作成し、知事に提出しなければならない。 一 各会計決算総括表 二 款別決算概要説明 三 局別款別予算決算一覧表 四 各会計節別予算決算一覧表
		四 谷芸計即別で昇次昇一見衣 五 各会計別貸借対照表 六 各会計別行政コスト計算書 七 各会計別キャッシュ・フロー計算書 八 各会計別正味財産変動計算書
6	財務書類の用途	・官庁会計決算とともに都議会へ提出 ・「主要施策の成果」への事業別財務諸表の掲載 ・財務諸表を要約した概要版とともに、HP上で公開
7	財務書類の活用	・民間のアニュアル・レポートに相当する「東京都年次財務報告書」の作成、公表 ・予算編成の一環として実施する事業評価に活用、公表
8	IPSAS/IFRSとの重要な相違点	・財政状況を適切に判断するという財務報告の目的から、わが国特有の出納整理期間を含めた財務諸表を作成している。これは会計基準というよりも会計の基礎(認識の対象・時期)の相違であると考える
		・貸借対照表・行政コスト計算書
9	財務書類の体系	・キャッシュ・フロー計算書 ・正味財産変動計算書 ・有形固定資産及び無形固定資産附属明細書 ・注記
10	連結財務書類作成の有無	有(併記式)
11	自治体の規模に応じた会計 基準の取り扱いの違い	東京都会計基準に準拠して決算統計を組替えて作成する、簡易版を提供
個別	的項目	
12	有形固定資産の評価基準	取得原価モデルを採用
13	減損会計の導入の有無	有価証券や出資金については減損会計を適用しているが、有形固定資産については未適用
14	税収の取扱い	税収と個別の行政サービスとの間には、直接的な対価性はないものの、行政サービスの提供に要した経費に対する財源であるという観点から、行政コスト計算書の収入として計上
15	補助金収入の取扱い	固定資産を取得するための補助金は、貸借対照表の正味財産に直入し、正味財産変動計算書にその変動状況を表示。それ以外の補助金は、行政コスト計算書に計上
16	減価償却の取扱い	減価償却費は行政コスト計算書に計上。なお、インフラ資産のうち、道路については取替法(更新会計)を採用

1	モデル名	大阪府方式
2	作成(基準設定)主体	大阪府
	導入の背景	総務省モデルに記載の内容を背景として、総務省改訂モデル及び東京都方式簡易版による財務諸表を作成してきたが、平成23年度から日々仕訳・発生主義の新公会計制度を導入した。 【導入の背景】
		・バブル経済崩壊後に税収が大きく落ち込み低迷する中、行財政改革に努めつつも、財源不足を補うために 減債基金からの借入や借換債の増発など様々な財政手法を使って財政再建団体への転落を防いできた。 ⇒負担の先送りや将来利益の先取りによる帳尻合わせの結果、見えにくい負担やリスクが積み上がった。
		・単式簿記・現金主義に基づく現行の官庁会計では、借入を単にその年度の歳入として計上するなど、ストックやフルコストなどの財務情報が不足しているため、財源対策や将来への負担の付回しの実態がわかりにくく、将来の住民負担が見えない。 ⇒議会における予算や決算の審議では、経営の視点から十分な議論が尽くせないのが現状。
3		・住民、職員、地方債の投資者、その他の利害関係者に対し、行政運営に対する政治的、社会的又は経済的意思決定のための情報を開示し、自治体経営者としての公的説明責任を果たさなければらなない。 ⇒広く活用されている民間企業の会計基準や国際公会計基準に準じた内容とし、財務諸表のすべての利用者にとってわかりやすく、かつ利用しやすいものであることが必要。
		・これまでの行政運営では、個々の事業の予算(現金)獲得・執行に偏重するがあまり、非効率な行政運営を 顧みない姿勢や不足する財源を将来に先送りする結果を招いたのも事実。 ⇒"権限と責任"に対応した事業ごとの財政状態・経営成績を正確に示すツールを導入し、それぞれのセクションが自治体経営の視点による財務マネジメントを実践し、持続可能で安定的な財政運営を堅持することが重要。
総論	的項目	
4	適用されている会計基準	大阪府財務諸表作成基準
5	財務書類の作成根拠	○大阪府財政運営基本条例 第25条 (財務諸表の作成及び公表)要旨 ・会計管理者は、貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書及び純資産変動計算書を会計別に作成するともに、規則で定める書類を取りまとめ、知事に提出しなければならない。 ・会計管理者は、財務諸表の作成の基準を定め、公表しなければならない。 ・知事は、決算を監査委員の審査に付する際には、その参考とするため、会計別の財務諸表その他規則で定める書類を添付する。決算を議会の認定に付する際には、その参考とするため、会計別財務諸表その他規則で定める書類を添付する。
		・知事は、全会計財務諸表及び連結財務諸表を作成しなければならない。 ・知事は、会計別財務諸表その他規則で定める書類及び前項の規定により作成した書類を公表しなければならない。 〇大阪府財務諸表作成基準
6	財務書類の用途	・財務マネジメントの強化 ・PDCAサイクルの構築
7	財務書類の活用	・パブリック・アカウンタビリティの充実
8	IPSAS/IFRSとの重要な相違点	・官庁会計特有の出納整理期間の取引を含めた財務諸表を作成することとしている。また、出納整理期間の取引を除く要約財務諸表を附属明細書として開示することとしている
		*貸借対照表
9	財務書類の体系	・行政コスト計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 ・純資産変動計算書 ・純資産変動分析表を始めとする附属明細表 ・注記
10	連結財務書類作成の有無	平成23年度決算から作成予定
11	自治体の規模に応じた会計 基準の取り扱いの違い	無
個別	整年の取り扱いの達い 的項目	
12	有形固定資産の評価基準	取得価額評価ただし、売却可能な資産については附属明細表で時価情報を表示
13	減損会計の導入の有無	土地や建物等を含め固定資産の実態が負託に応えているかチェックするため、行政サービス提供能力の著し い低下を基準とした減損会計を導入
14	税収の取扱い	行政コスト計算書の収入として計上
15	補助金収入の取扱い	建設事業の財源として充当するものも含め、行政コスト計算書の収入として計上
16	減価償却の取扱い	・インフラ資産(道路等)も含め、減価償却を実施 ・定額法により月を単位に算定し、行政コスト計算書の費用に計上

1	モデル名	国(省庁別財務書類の作成基準)
2	作成(基準設定)主体	財政制度等審議会
3	導入の背景	・日本経済再生への戦略(経済戦略会議(平成11年2月)) →「国民に対して政府及び地方公共団体の財政・資産状況をわかりやすく開示する観点から、企業会計の原則の基本的要素を踏まえつつ財務諸表の導入を行うべきである。」とされた。 ・公会計に関する基本的考え方(財政制度等審議会(平成15年6月)) →「予算執行の単位であるとともに行政評価の主体である省庁に着目し、省庁別のフローとストックの財務書類を作成し、説明責任の履行及び行政効率化を進めることが適当である」とされた。
総記	侖的項目	
4	適用されている会計基準	・省庁別財務書類の作成基準・一般会計省庁別財務書類の作成基準・特別会計財務書類の作成基準
5	財務書類の作成根拠	・公会計に関する基本的考え方(財政制度等審議会(平成15年6月)) ・省庁別財務書類の作成について(財政制度等審議会(平成16年6月)) ・「特別会計に関する法律」(平成19年 法23)
6	財務書類の用途	・説明責任の履行 ・財政の効率化、適正化
7	財務書類の活用	・国民、国会への財務情報の提供
8	IPSAS/IFRSとの重要な相違点	・税収の取扱い ・出納整理期間を取り込んだ形で財務書類を作成している
9	財務書類の体系	·貸借対照表 ·業務費用計算書 ·資産·負債差額増減計算書 ·区分別収支計算書 ·注記 ·附属明細書
10	連結財務書類作成の有無	有
11	自治体の規模に応じた会計 基準の取り扱いの違い	
個別	基準の取り扱いの違い 別的項目	
	有形固定資産の評価基準	・国有財産(公共用財産を除く) →国有財産台帳(※)に基づく公正価値評価(土地は原則として相続税路線価を基にした調整額、償却資産は減価償却費相当額を控除した後の価額を計上) ※国有財産法施行令第23条の規定に基づき、原則として毎年度評価(台帳価格の改定)を実施・公共用財産 →取得原価(用地費や事業費等の累積。償却資産は減価償却費相当額を控除した後の価額を計上)・物品 →取得価格(減価償却費相当額を控除した後の価額を計上)
13	減損会計の導入の有無	無
14	税収の取扱い	資産・負債差額増減計算書において財源として計上
15	補助金収入の取扱い	
16	減価償却の取扱い	業務費用計算書に計上

1	モデル名	発生主義IPSAS
2	作成(基準設定)主体	IPSASB
3	導入の背景	IPSAS自体の設定は1990年代後半から開始。背景には先進諸国での発生主義会計の導入があると思われる。 IPSAS導入の背景は各国、各組織により異なるが、今までは現金主義(修正現金主義、修正発生主義)から発生主義への変換に際し、国際的に認知された公的セクターの会計基準として採用が行われることが多かった。今後はニュージランド、オーストラリアなど自国の発生主義会計基準からIPSASへの変換を検討する国が増える兆しがある。
総	論的項目	
4	適用されている会計基準	IPSAS 民間、公的両セクターに共通して発生する取引に関しては、IFRSをベースとした基準設定を行う。(公的セク ター特有のIFRSから離脱すべき事情がない限りIFRSの原文を尊重する)
5	財務書類の作成根拠	該当なし。
6	財務書類の用途	一般目的財務諸表の作成のための基準
7	財務書類の活用	
8	IPSAS/IFRSとの重要な相違点	「適用されている会計基準」の項参照
9	財務書類の体系	 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・純資産変動計算書 ・キャッシュ・フロー計算書 ・注記 (予算実績比較表が作成される場合もある)
10	連結財務書類作成の有無	有
11	自治体の規模に応じた会計 基準の取り扱いの違い	無
個兒	数年の取り扱いの建い。 的項目	
		固定資産の種類毎に原価モデルと再評価モデルの選択適用可能
13	減損会計の導入の有無	有(非資金生成資産-IPSAS21、資金生成資産-IPSAS26)
14	税収の取扱い	損益計算書に計上
15	補助金収入の取扱い	IPSAS第23号に従い、返還義務がある場合は負債計上し、義務を満たしたときに収益計上を行う。返還義務がない場合は、受領時に収益計上
16	減価償却の取扱い	損益計算書に計上